諮問番号:平成28年度諮問第13号答申番号:平成28年度答申第16号

# 答 申 書

## 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

#### 第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり原処分(生活保護法第63条に基づく生活保護費返還処分)は、違法又は不当であると主張している。

審査請求人の生活保護受給開始前の老人保健施設の利用について、介護保険高額介護サービスに係る給付金(以下「本件給付金」という。)の支給決定通知書と当該施設の利用料金の追加として当該施設から請求された調整額(以下「本件調整額」という。)の支払請求書が同時期に届いた。

本件給付金及び本件調整額は、行政及び施設による諸手続きに時間を要したため、結果的に生活保護受給後に発生した収入及び債務であり、審査請求人に過失がないにもかかわらず、原処分は、本件調整額を控除せず本件給付金を全額返還対象としたが、これは審査請求人に債務だけが全額残ってしまう結果となり、日本国憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」を送れなくなってしまうので、本件調整額を控除し返還額の減額を求める。

#### 2 処分庁の主張の要旨

本件給付金は、審査請求人の生活保護受給開始前の平成27年11月に受けた介護保険高額介護サービスに係る還付金であるから、同月末には当該還付金の請求権は客観的に確実性を有していたと考えられ、たとえ本件給付金の入金日が保護開始後であっても、保護開始時に有していた資力として返還対象となることは明らかであり、また、本件給付金から本件調整額を控除する取扱いは認められないから、原処分には違法又は不当な点はない。

#### 第3 審理員意見書の要旨

- 1 本件給付金は、審査請求人が生活保護法による保護を受けていない期間に利用した老人保健施設における介護サービスの利用について、高額介護サービス費として支給されたものであり、たとえ本件給付金の入金日が保護の開始後であっても、保護の開始時に有していた資力として同法第63条の規定による返還の対象となる。
- 2 一方、本件調整額は、当該保護を受けていない期間の老人保健施設における 食費・居住費について、特定入所者サービス費の利用者負担段階が保護の受給 者に適用される第1段階から保護を受給していない低所得者に適用される第2 段階に遡及的に変更されたことにより自己負担額が増加した分の差額であり、 これは本来の要返還額から控除され得るものに該当しないから、原処分が返還 額を本件給付金相当額としたことに違法又は不当な点は認められない。
- 3 原処分は、法令等の規定に従って適正に行われたものであり、仮に審査請求 人が主張するように審査請求人に過失はないなどの事情があったとしても、制

度上、本件調整額に係る弁済金を収入である本件給付金から控除できないことは、前記2のとおり明らかであるし、本件給付金に係る債権と本件調整額に係る債務を相殺する取扱いはないから、審査請求人の主張を採用することはできない。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がなく、これを採用することはできないから、本件審査請求は、 棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

平成28年11月4日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月10日及び同年12月15日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定し、その受けた保護金品に相当する金額を一律に返還させるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関に返還させるべき額を決定させることとし、返還額について保護の実施機関の裁量を認めている。

これは、同法が最低限度の生活を保障するとともに保護金品が被保護者の自立を助長することを目的としていることに照らし、保護金品が被保護者の自立に資する形で使用される場合には、その返還を免除することが同法の目的にかなうからである。

もっとも、保護の実施機関の裁量は、全くの自由裁量というべきではなく、その判断が著しく合理性を欠く場合は、その裁量権の逸脱、濫用として、許されないものと解される。

そこで、本件についてみると、本件調整額が審査請求人の自立更生に資する費用であると認められれば、審査請求人が求めるように原処分に係る返還額(本件給付金相当額)から本件調整額相当額を控除できるというべきであるが、本件調整額は、生活保護受給開始前の老人保健施設の利用に係る費用であって、審査請求人の自立更生に資するものとは認められない。

また、本件給付金に係る債権と本件調整額に係る債務は、そもそも関連性のない独立した債権・債務であって、介護保険制度上も、生活保護制度上も、両者を相殺する取扱いは認められていないし、当該返還額の決定に当たって、両者を相殺しなければ、審査請求人の今後の自立更生を阻害するといった特段の事情も認められない。

したがって、当該返還額(本件給付金相当額)から本件調整額相当額を控除しないとした処分庁の判断には、何ら不合理な点はなく、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは認められないから、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点はないというべきである。

加えて、審理員の審理手続も適正なものと認められるから、本件審査請求を棄却するべきであるとした審理員意見書の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

# 北海道行政不服審査会

 委員(会長) 岸
 本
 太
 樹

 委員
 中原
 猛

 委員
 八
 代算由美